社会保険 No.751

2018 July 7

みやざき

《今月の主な記事》

日本年金機構からのお知らせ P2
「算定基礎届」の提出はお済みですか?提出期限は平成30年7月10日です!
「算定基礎届」の決定通知書の送付について
「賞与支払届」の提出はお済みですか
電子申請を利用してみませんか

協会けんぽ宮崎支部からのお知らせ P4
加入者の皆さまの行動が健康保険料率決定に影響を及ぼす
新たな仕組みが始まっています!
～インセンティブ（報奨金）制度～
仕事中や通勤途中のケガには健康保険は使えません

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ P6
平成29年度　一般会計収支決算
第1回 新任社会保険事務担当者研修会にご参加ありがとうございました
保健師による事業所巡回健康相談のご案内

インフォメーション P8
年金相談の日程等

今月の表紙

にしめら川床（かわどこ）

【西米良村】

川の上に座敷をかまえ、そこでお食事を味わえる「にしめら川床（かわどこ）」を始めます。梅1,500円、竹2,000円、松2,700円の3種類のお弁当「にしめら川床御膳」の中から、お1つ選んでいただく形となります。
心地よい川風を浴び、涼しげな川のせせらぎを聞きながら、西米良の食材に舌鼓を打つ、贅沢なひとときをどうぞ。

詳細

期　間	7月14日㈯～9月15日㈯ 【定休日：7月18日㈬、8月22日㈬】
時　間	11:00～14:30
会　場	西米良温泉ゆた～と隣接特設会場
予約先	米良の庄　0983-36-1833 ※平日8時～17時受付。

日本年金機構からのお知らせ

「算定基礎届」の提出はお済みですか？ 提出期限は平成30年7月10日です！

●「算定基礎届」は、その年の9月1日から翌年の8月31日までの標準報酬月額を決定するために必要な届書です。この標準報酬月額は、厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、正しい届出をお願いします。

「算定基礎届」は、福岡広域事務センターから送付しております届出用紙（紙）による提出のほか、電子媒体申請（CDやDVD等）や電子申請でも提出できます。算定基礎届総括表および磁気媒体総括表（CD等で提出の場合）と一緒に提出期限までにご提出をお願いいたします。

届書等の福岡広域事務センターへの直送にご協力をお願いいたします。

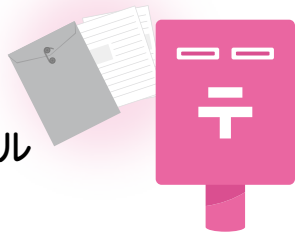

【送付先】

〒812－8579　福岡県博多市博多区榎田1―2－55　AP榎田ビル
日本年金機構福岡広域事務センター　厚生年金適用グループ

「算定基礎届」の決定通知書の送付について

●ご提出いただいた算定基礎届は、日本年金機構にて審査確認を行い、入力処理終了後、順次、決定通知書（健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書）をお送りいたします。

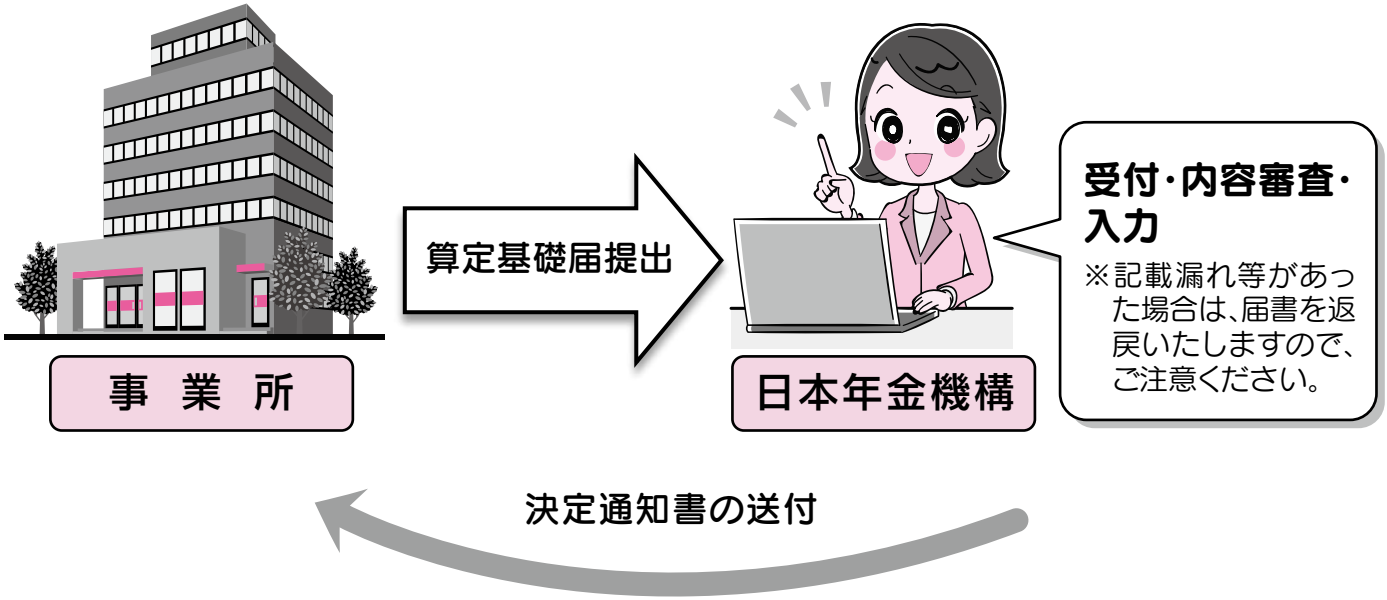

※決定通知書が届きましたら、決定された標準報酬月額がご提出いただいた届書の内容と相違していないかどうかの確認をお願いします。決定についてご不明な点等がございましたら、管轄の年金事務所・厚生年金適用調査担当課にご相談ください。

●決定された報酬月額は、平均30年9月分（10月納付分）からの適用となりますが、7月・8月・9月の随時改定に該当する方は、月額変更届の決定が優先となりますので、月額変更届の提出をお願いします。

○届出の際は、事業所所在地・名称・電話番号・事業主氏名・事業主印の記入・押印もれや誤りがないかご確認ください。押印は事業所印（会社印）ではなく、事業主印ですので、ご注意ください。

「賞与支払届」の提出はお済みですか

賞与支払届の提出は、被保険者に賞与を支払った日から5日以内となっています。まだお済みでない場合は、至急提出をお願いします。
なお、届出の際は次の点についてもご確認ください。

○賞与支払予定月に支払いがなかった事業所

「賞与支払届総括表」の届出が必要です。総括表の②「支給の有無」欄の「1.不支給」に○を付けて提出してください。

○産前産後休業中や育児休業中の方

産前産後休業・育児休業の開始月から終了日の属する月の前月（ただし終了日が末日の場合はその月）までは保険料免除となりますが、届出は必要です。

○賞与支払月に資格喪失された方

資格喪失した月に支払われた賞与は、保険料の賦課の対象とはなりません。しかしながら健康保険では資格喪失月であっても資格喪失月の前日までに支払われた賞与（標準賞与額）については年度の累計額に計上（年度の上限額を保険者単位で573万円としているため）しますので該当される場合は届出が必要です。

○資格取得した月に資格喪失された方

資格取得日から資格喪失日の前日までの間に支払われた賞与は届出の対象となりますので提出が必要です。

○厚生年金保険70歳以上被用者がいる場合

「健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届 厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届」の⑧「備考」欄の「1.70歳以上被用者」を○で囲み、個人番号（または基礎年金番号）を⑦「個人番号」欄にご記入のうえ提出してください。

電子申請を利用してみませんか

電子申請（e-Gov）のメリット

いつでも
- ○24時間いつでも届出できます。
- ○夜間や休日でも届出できます。

どこでも
- ○自宅や職場インターネットを使ってどこでも届出できます。

時間・コスト削減
- ○届出する際の移動時間や待ち時間がかかりません。
- ○郵送コスト等の削減が期待できます。

※「e-Gov（イーガブ）」とは、電子政府の総合窓口（http://www.e-gov.go.jp）のことをいいます。

○電子申請についての詳細はこちら　日本年金機構　電子申請　検索

(http://www.nenkin.go.jp/denshibenri/e-gov.html)

協会けんぽ 宮崎支部からのお知らせ

全国健康保険協会

加入者の皆さまの行動が健康保険料率決定に影響を及ぼす新たな仕組みが始まっています！

～インセンティブ（報奨金）制度～

インセンティブ（報奨金）制度とは…平成30年度から本格実施し、評価指標5項目に基づいて協会けんぽ各支部毎の実績が評価され、平成32年度以降の都道府県単位の健康保険料率に反映する仕組みです。制度の財源として全国各支部から、各支部総報酬の0.01%分を拠出します。

※この0.01%は3年間で段階的に導入します。平成30年度：0.004%　平成31年度：0.007%　平成32年度：0.01%

※０.０１%の場合、宮崎支部ではおよそ８千万円の拠出

【評価指標５項目】 ①特定健診等の受診率　②特定保健指導の実施率　③特定保健指導対象者の減少率　④要治療者の医療機関受診率　⑤後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合

上記の評価指標に基づき全支部をランキング付けし、ランキング上位過半数に入れば、ランキング（得点数）に応じた報奨金が付与され実質的に保険料率を引き下げます。上位過半数に入れない場合は、拠出（負担）のみになります。

加入者の皆さまにお願いしたいこと！

評価を上げるためには

①特定健診等の受診率

・協会けんぽの生活習慣病予防健診（被保険者の方）を受診してください。
・特定健診（被扶養者の方）を受診してください。
・定期健診の結果データを協会けんぽに提出してください。（協会けんぽの生活習慣病予防健診を利用しない場合）

②特定保健指導の実施率

・健診結果で生活改善が必要と判定された方は、協会けんぽの特定保健指導をご利用ください。
※特定保健指導…特定健診の結果から、生活習慣病のリスクが高く、生活習慣を改善することで生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートをします。

③特定保健指導対象者の減少率

・特定保健指導の対象とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組んでください。
・特定保健指導を受けた方は、プログラムに最後まで取り組むとともに、必要に応じて医療機関を受診してください。

④要治療者の医療機関受診率

・生活習慣病予防健診の結果、血圧又は血糖値の項目で「要治療者（再検査含む）」の判定を受けた方は、協会けんぽから受診勧奨のご案内を送付しますので、必ず医療機関で受診してください。

⑤後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合

・薬局でお薬を受け取る際は、積極的にジェネリック医薬品をご選択ください。
※後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、新薬（先発医薬品）と同等の有効成分・効能があると厚生労働省からみとめられている安価なお薬です。

皆さまの取り組みで健康保険料率が変わります。協会けんぽも全力でサポートさせていただきますので、共に取り組んでいきましょう。

各種申請書はダウンロードして、郵送でご提出ください。
〒880-8546 宮崎市橘通東1-7-4 第一宮銀ビル5階
協会けんぽ宮崎支部 TEL:0985-35-5364
※お問い合わせの際は、お手元に保険証をご用意ください。

ホームページから
「申請書のダウンロード」「メルマガ登録」
ができます!
協会けんぽ 宮崎 検索

仕事中や通勤途中のケガには健康保険は使えません

健康保険による給付は、業務外の傷病に対して行われることが法律で定められています。そのため、**仕事中や通勤の途中で負った傷病については健康保険を使用することができず、労働者災害補償保険（労災保険）を使用して治療していただくことになります。**

もし誤って健康保険を使用した場合は、一旦医療費を全額返還していただいてから労災保険へ請求していただくことになるため、一時的ですが加入者様の負担が大きくなってしまいます。

医療機関を受診される際には、ケガの原因を詳しく説明し、最初から労災保険を使用してください。

また、外傷性の傷病で医療機関を受診された場合は、その負傷原因につきまして協会けんぽから文書による照会をさせていただきますので回答のご協力をお願いします。
（文書照会は受診してから３～４ヶ月後に郵送されます。）

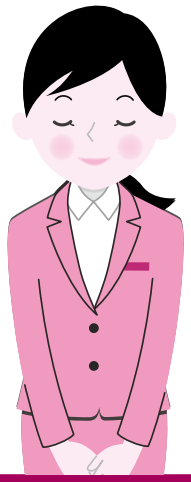

お客様からよくいただく質問についてお答えします。

Q1 自身の不注意で仕事中にケガをしてしまいました。労災保険を使うと勤務先に迷惑がかかるので健康保険を使用してもいいですか？

A1 **健康保険は使用できません。**

個人や会社が健康保険と労災保険のどちらを使うか選択することはできず、労働災害に該当するのか判断するのは労働基準監督署です。

自身に不注意があったことやケガの程度が軽いといった理由などで、会社に報告することなく健康保険を使用したことが、かえって勤務先へ迷惑をかけることにもなりますのでご注意ください。

Q2 夫の健康保険に被扶養者として加入している妻が、パート中にケガをしました。パートのため労災保険に加入していませんので、健康保険を使用してもいいですか？

A2 **健康保険は使用できません。**

労災保険における労働者とは、「職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者」をいいます。したがって、労働者であればアルバイトやパートといった雇用形態は関係ありません。雇用形態が非正規である場合や、１日限りの短期労働である場合であっても労災保険の対象であり、仕事中のケガについて健康保険を使用することはできません。

Q3 業務上の傷病は労災保険の給付とのことですが、事業主などの役員は労働保険の対象とされていないので健康保険を使用できますか？

A3 **労災保険の対象外であることを理由として健康保険を使用することはできません。**

労災保険上の「労働者」とならない事業主などが業務上で傷病を負った場合は、原則として医療費を全額自己負担することになります。

ただし、労災保険には事業主などが加入する「特別加入制度」がありますので、そちらに加入されることをお勧めします。

※被保険者数が5人未満の事業所の事業主や役員である場合、その業務が従業員の行う業務と同一と認められた時は、仕事中のケガであっても健康保険を使用できます。

労災保険にかかるご質問等は、管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。
労働災害の可能性がある場合は、個人で判断せず、労働基準監督署へ相談しましょう。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ

一般財団法人 宮崎県社会保険協会の収入支出の決算が６月６日の役員会において、全員一致で次のとおり承認されました。

平成29年度 一般会計収支決算

●収入決算額　47,875,496円
●支出決算額　41,584,818円
●収支差額　6,290,678円

収入の部（単位：円）		支出の部（単位：円）	
1. 受取積立金利息	9,042	1. 事業費	26,636,163
2. 受取会費	40,867,100	2. 管理費	14,948,655
3. 事業収益	16,394		
4. 雑収益	549,050		
5. 前期繰越	6,433,910		
計	47,875,496	計	41,584,818

【事業】

1. 社会保険制度の広報宣伝
健康保険、厚生年金保険など社会保険制度の普及を図り円滑な運営を寄与するため、わかりやすく編集した広報紙「社会保険みやざき」等を発行し、配布しています。

2. 社会保険制度の趣旨普及
(1) 社会保険制度講習会
事務担当者を対象とした健康保険・年金制度の講習会を開催し、参考図書を配布するとともに、被保険者等に対しての制度普及に務めます。
(2) 新任社会保険事務担当者研修会
新任事務担当者等に対し、社会保険の適用及び給付の諸手続き関係などの研修会を開催し、参考図書を配布するとともに、被保険者等に対しての制度普及に務めます。
(3) 年金シニアライフセミナー
定年間近な被保険者等に対し、年金制度のセミナー等を開催し、参考図書を配布するとともに、被保険者等に対しての制度普及に務めます。

3. 健康づくり事業
(1) 健康づくり講習会
保健師・健康運動指導士等による職場の健康づくり講習会を開催しています。
(2) 保健師による健康相談
保健師による事業所巡回の健康相談を行っています。
(3) 健康啓発ビデオ（DVD)貸出
４種類の健康啓発ビデオ（DVD)の貸し出しを行っています。

4. 福利厚生事業
(1) 事業主及び被保険者等の福利増進を図るべく、宿泊施設等の優待割引を案内します。
(2) 事業主及び被保険者等の健康増進を図るべく、家庭常備薬等の斡旋を実施します。

5. 社会保険関係諸届請求書等の無償配布
事業主及び被保険者等の便宜を図るため、社会保険関係諸届、申請書、請求書等を印刷し、社会保険制度の講習会等に合わせ配布します。

第1回 新任社会保険事務担当者研修会にご参加ありがとうございました

本年５月に宮崎県内の７会場で、当協会主催の新任社会保険事務担当者研修会を開催いたしましたところ、たくさんの方々にご参加いただきまして、ありがとうございました。平成30年度も事業所の皆様方のお役に立てる各種講習会を、引き続き開催してまいりますので、ご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願いします。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 からのお知らせ

保健師による事業所巡回健康相談のご案内

（一財）宮崎県社社会保険協会では、職場で働くみなさんの健康管理と、健康の保持・増進のお手伝いとして、当協会の会員事業所様に保健師を派遣して巡回健康相談を実施しています。

※協会費を納入いただいた事業所様は無料です！

☆従業員が健康で、明るく元気な職場づくりに

◎職場で働くみなさまのご都合のよい時間で
◎健診結果表をもとにアドバイスします
◎年齢は問いません、どなたでも
◎個別に相談を実施しています
◎少人数でも大丈夫です
◎土曜日の健康相談も実施しています

※保健師巡回健康相談の申込み方法

１カ月前にお申込をお願いします。下記の申込用紙をご記入の上、ＦＡＸでお申込ください。
また当協会のホームページでもお申込ができます。

お申込・お問い合わせは

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 〒880-0866 宮崎市川原町５番10号ミネックス川原２－Ｃ

TEL(0985)23－0200・FAX(0985)23－9077

ホームページからもお申込みができます　**http://www.shahokyo-miyazaki.jp/**

申　込　用　紙

保健師による巡回健康相談の申込書

巡回健康相談 希望年月日・時間帯	第１希望日	平成　　年　　月　　日（　　曜日） 時 ～　　時頃まで
	第２希望日	平成　　年　　月　　日（　　曜日） 時 ～　　時頃まで

一般財団法人　宮崎県社会保険協会長　殿　　（申込日）平成　　年　　月　　日

事業所名称

代表者名

所在地　〒

電話番号

連絡責任者名　　印

協会けんぽからのお願い

保険証が使用できるのは退職日までです。

保険証は退職日の翌日からは使用できません。事業主・事務担当者の皆さまは、従業員の退職時に本人・家族分の保険証回収を徹底していただきますよう適切な事務処理にご協力をお願いします。

7・8月の 年金相談の受付時間等

宮崎・延岡・都城・高鍋の各年金事務所

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく！
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要になります。
- 休日の年金相談について、予約制になりますので事前にお問い合わせください。

受付区分	実施日	受付時間
7月・8月の平日受付	月曜日	午前8:30～午後7:00
	火～金曜日	午前8:30～午後5:15
7月の休日受付	14日(土)	午前9:30～午後4:00
8月の休日受付	11日(土)	午前9:30～午後4:00

7・8月の 出張年金相談の日程

（受付時間）午前10時～午後3時

- 身分証明書・年金手帳・印鑑をお忘れなく！
- 代理の方が相談される場合は委任状と身分証明書が必要になります。
- 予約制になっております。（ご予約は管轄の年金事務所まで）飛び込みのご相談は承っておりません。

会場		7月	8月
串間市役所	会議室	5日(木)	2日(木)
えびの市役所	会議室	12日(木)	9日(木)
西都市役所	市民課年金係	19日(木)	16日(木)
高千穂町役場	町民相談室	19日(木)	16日(木)
小林市役所	4階大会議室	19日(木)	16日(木)
日南市役所	別館2階会議室	26日(木)	23日(木)
日向市	日向市中央公民館	26日(木)	23日(木)

街角の年金相談センター宮崎（オフィス）

宮崎県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士等が無料でご相談に応じます。

相談内容 国民年金・厚生年金保険の給付に関する相談・手続き等

開設場所 宮交シティ2階（宮崎市大淀4-6-28）

相談時間 月曜日～金曜日 ※祝日・年末年始等を除く 午前8:30～午後5:15まで

予約専用電話番号 0985-63-1066 〝お電話による年金相談〟は受け付けておりません。

街角の年金相談センターは、日本年金機構が「全国社会保険労務士会連合会」に運営を委託しています。

年金のご相談は「ねんきんダイヤル」へ

0570-05-1165

○電話料金は一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず一律市内電話の接続料金でご利用できます。
○携帯電話でもご利用できます。
○IP電話、PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。

受付時間

○月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前8:30～午後5:15まで
※毎週月曜日（月曜日が休日の場合は翌火曜日）は午後7時まで受付時間を延長しています。

○第2土曜日
午前9:30～午後4:00まで

年金相談・お手続きの際は予約相談をご利用ください。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ！

0570-05-4890（ゴヨヤクヨ）

〈予約受付番号受付時間〉 月～金（平日） 8:30～17:15

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。
○ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。
○お近くの年金事務所でも受付しています。

予約相談の実施時間帯

8:30～18:00（月曜日）
8:30～16:00（火～金曜日）
9:30～15:00（第2土曜日）
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の閉所日初日に18:00まで予約相談を実施しています。

一般財団法人 宮崎県社会保険協会に関するお問い合わせは下記のところまで

一般財団法人 宮崎県社会保険協会 ☎0985-23-0200

一般財団法人 宮崎県社会保険協会ホームページ http://www.shahokyo-miyazaki.jp/

社会保険の手続き・年金制度に関するお問い合わせは下記のところまで

宮崎年金事務所 ☎0985-52-2111　都城年金事務所 ☎0986-23-2571
延岡年金事務所 ☎0982-21-5424　高鍋年金事務所 ☎0983-23-5111

日本年金機構ホームページ http://www.nenkin.go.jp/

健康保険給付の手続き・健康保険任意継続に関するお問い合わせは下記のところまで

協会けんぽ宮崎支部（全国健康保険協会）
☎0985-35-5364（代表）音声案内でご案内します

案内「1」 業務グループ（保険給付、保険証の発行、任意継続など）
案内「2」 保健グループ（生活習慣病予防健診、特定健診、特定保健指導など）
案内「3」 レセプトグループ（レセプト、交通事故による保険使用、医療費通知など）
案内「4」 企画総務グループ（ジェネリック医薬品、健康経営など）

全国健康保険協会ホームページ http://www.kyoukaikenpo.or.jp/

社会保険みやざき 第751号 平成30年7月1日発行
発行所 一般財団法人 宮崎県社会保険協会 宮崎市川原町5-10 ミネックス川原2-C 電話0985-23-0200 FAX0985-23-9077
印刷所 株式会社 文昌堂

宿泊施設の優待（割引）のご案内

「施設利用会員証」を発行します

会員事業所様の利便と従業員の皆様の福利増進を目的として、昨年の9月に全国規模宿泊施設、本年1月に九州地区宿泊施設（宮崎県内除く）をご案内いたしましたところ、大変ご好評をいただきましたので、今回は全国規模・九州地区の宿泊施設と新たに宮崎県内宿泊施設の優待利用（割引）をご案内いたします。

この会員証は、（一財）宮崎県社会保険協会の会員事業所の従業員およびその家族の方が対象になります。

なお、すでに当協会の『施設利用会員証』をお持ちの事業所様は、配布いたしました『施設利用会員証』で、下記の宮崎県内の宿泊施設もご利用できますのでお申込みは不要です。

「施設利用会員証」の申込みから発送までの手順

【優待施設】（裏面参照）
全国規模の宿泊施設・九州地区の宿泊施設

【申込方法】 下記の申込用紙に必要事項をご記入いただき、**宛先を明記し返信用封筒長形3号（※92円切手貼付）を同封のうえ**、「宮崎県社会保険協会」宛に郵送にてお申込みください。

【会員証発送】 申込書の内容確認後、「施設利用会員証」と「全国規模の宿泊施設の割引内容一覧表」を同封して送付いたします。

【発行枚数】 希望枚数は原則として1事業所10枚まで

【有効期限】 2020年3月31日まで（期間内であれば何度でもご利用可能）

【注意事項】 **会員証に事業所名を必ずご記入いただき**、事業所様で管理のうえ、皆様で使い回しご利用ください。なお他の割引サービスとの併用はできません。

宿泊施設への申込み・利用時の注意事項

❶事業主様は、施設を利用される従業員の皆様方に「施設利用会員証」を貸与してください。
❷施設一覧表よりご利用したい施設の利用方法を参考に、電話・インターネット・Webサイトのいずれかの方法で各自お申し込みください。
❸施設をご利用の際は、〈宮崎県社会保険協会の会員である〉旨を告げてください。
❹「施設利用会員証」は施設をご利用する際、1グループにつき1枚提示していただくことでご利用いただけます。
❺その他ご不明な点がございましたら、宮崎県社会保険協会にお問い合わせください。

宮崎県内の契約ホテル

◆事前に施設へ料金等をご確認のうえ、ご利用ください。

宮崎市 ホテルスカイタワー
宮崎市高千穂通2-1-26 ☎0985-31-1111
割引特典
公式ホームページのスタンダードプランから **5%割引**

宮崎市 青島水光苑ホテル
宮崎市大字加江田4664 ☎0985-65-1234
割引特典
基本宿泊料金から **10%割引**
年末年始、シルバーウィークは除く

日向市 日向第一ホテル
日向市本町11-5 ☎0982-52-8151
割引特典
基本宿泊料金から **10%割引**
但し、GW、その他イベント等により変動する

都城市 メインホテル
都城市上町8-9 ☎0986-23-3135
割引特典
基本宿泊料金から **10%割引**

都城市 都城グリーンホテル
都城市栄町27-2-1 ☎0986-25-6111
割引特典
基本宿泊料金から **10%割引**

※は記入不要

※会員整理番号	

★「施設利用会員証」の申込書★

事業所名		希望枚数	枚
所在地	〒　　－		
電話番号	－　　－	担当者名	

※申込書に記載された情報は、この会員証発行以外の目的には使用いたしません。

県外の契約ホテル・旅館

ご注意
●各施設、特別期間等によって、記載している割引特典の変更及び適用できない期間がございますので、必ず事前に施設へ料金等をご確認のうえ、ご利用ください。

福岡県
ホテルパーレンス小野屋
福岡県朝倉市杷木久喜宮1841-1 ☎0946-62-1120
割引特典
基本宿泊料金から
10%割引
但し、GW、年末年始は除く

福岡県
虹の宿ホテル 花景色
福岡県うきは市浮羽町古川1097-1 ☎0943-77-2110
割引特典
素泊り（お一人様） 平日 5,400円→4,860円 休祭・休前日 6,500円→5,850円
1泊朝食付き（お一人様） 平日 6,600円→5,940円 休祭・休前日 7,700円→6,930円
1泊2食付き（お一人様） 平日 9,500円→8,550円 休祭・休前日（2名1室） 13,500円→12,150円 休祭・休前日（3名1室） 12,850円→11,565円
左記の料金は6畳のお部屋（山側で景観がありません）の場合です。10～12畳のお部屋（川側）は料金アップにてご案内できますので詳細はお申込み時にご確認ください。なお、サービス料・税込ですが入湯税は含まれていません。但し、正月、GW、お盆は除く。また、エージェント、旅行会社、クレジットカード・カード支払からの申込や支払は適用外。

佐賀県
ホテル 華翠苑
佐賀県嬉野市嬉野町岩屋川内甲333 ☎0954-42-2111
割引特典
インターネットで販売の「スタンダードプラン」より
平日 **10%割引**
但し、休前日、GW、お盆、シルバーウィーク、年末年始は適用外とする。

佐賀県
嬉野観光ホテル 大正屋
佐賀県嬉野市嬉野町下宿乙2276番地1 ☎0954-42-1170
割引特典
基本宿泊料金（1泊2食付）から
（平日のみ） **10%割引**
但し、GW、正月期間、祝前日は除く

佐賀県
夕映えの宿 旅館魚半
佐賀県唐津市浜玉町浜崎1669-55 ☎0955-56-6234
割引特典
宿泊料金（1泊2食付）から
10%割引

佐賀県
茶心の宿 和楽園
佐賀県嬉野市嬉野町大字下野甲33 ☎0954-43-3181
割引特典
1泊2食付（サービス料込、消費税・入湯料別）
休前日（土曜、祭日前）は2,300円増し
和室1室2名（通常料金）16,000円 → 12,600円
和室1室3名（通常料金）14,500円 → 12,600円
和室1室4名（通常料金）13,500円 → 12,100円
和室1室5名（通常料金）13,000円 → 11,700円
但し、年末年始、GWは別設定料金から10%割引

佐賀県
和多屋別荘
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙738 ☎0954-42-0210
割引特典
基本宿泊料金（1泊2食付）から **10%割引**
季節商品（忘年会、新年会プラン等）は **5%割引**

長崎県
新規契約施設
ホテル南風楼
長崎県島原市弁天町2丁目7331-1 ☎0957-62-5111
割引特典
平日 1名 12,000円➡ **10,000円**（税別）
休前日 1名 14,000円➡ **12,000円**（税別）
但し、GW、年末年始、満室日は除く

長崎県
佐世保ワシントンホテル
長崎県佐世保市潮見町12-7 ☎0956-32-8011
割引特典
シングル ルームチャージ 通常料金 7,776円 **6,500円**
ツイン ルームチャージ 通常料金 14,256円 **12,000円**
但し、休前日・繁忙期は除く

長崎県
平戸海上ホテル
長崎県平戸市大久保町2231-3 ☎0950-22-3800
割引特典
宿泊プラン料金から
10%割引
但し、ビジネスプランは適用外

長崎県
稲佐山観光ホテル
長崎県長崎市曙町40-23 ☎095-861-4151
割引特典
公式ホームページの宿泊料金から
5%割引

熊本県
菊池グランドホテル
熊本県菊池市隈府1144-2 ☎0968-25-3111
割引特典
1泊2食付 宿泊料金から
10%割引
但し、1件につき利用人数は10名様以内とする。
なお、支払いは現金のみでクレジット支払いは不可

熊本県
阿蘇プラザホテル
熊本県阿蘇市内牧1287 ☎0967-32-0711
割引特典
1泊2食付 基本宿泊料金から
10%割引
但し、正月期間（12月31日～1月3日）、GW期間（4月28日～5月6日）は除く

熊本県
つえたて温泉 ひぜんや
熊本県阿蘇郡小国町下城4223 ☎0967-48-0141
割引特典
平日 1泊2食付 通常料金 12,000円➡ **10,000円**（税別）
休前日 1泊2食付 通常料金 15,000円➡ **13,000円**（税別）
但し、特別期間は適用外

大分県
ホテル風月 HAMMOND
大分県別府市北中1組 ☎0977-66-4141
割引特典
基本宿泊料金から
10%割引

大分県
瀬音・湯音の宿 浮羽
大分県日田市天瀬町赤岩3-5 ☎0973-57-3171
割引特典
1泊2食付 宿泊料金から
10%割引
但し、年末年始、GW、お盆及び3連休の場合は除く。
詳細はお申し込み時にご確認ください

大分県
浮羽別館 新紫陽
大分県日田市天瀬町桜竹滝の下357 ☎0973-57-3178
割引特典
1泊2食付 宿泊料金から
10%割引
但し、年末年始、GW、お盆及び3連休の場合は除く。
詳細はお申し込み時にご確認ください

大分県
日田温泉 亀山亭ホテル
大分県日田市隈1-3-10 ☎0973-23-2191
割引特典
1泊2食付 宿泊料金から
10%割引

大分県
名苑と名水の宿 梅園
大分県由布市湯布院町川上2106-2 ☎0977-28-8288
割引特典
宿泊料金から
5%割引
但し、12月30日～1月3日、5月2日～5日は除く

大分県
柚富の郷 彩岳館
大分県由布市湯布院町川上2378-1 ☎0977-44-5000
割引特典
1泊2食付 基本宿泊料金から
5%割引

大分県
ゆふいんホテル 秀峰館
大分県由布市湯布院町川上2415-2 ☎0977-84-5111
割引特典
1泊2食付 通常宿泊料金から
10%割引

鹿児島県
城山観光ホテル
鹿児島県鹿児島市新照院町41-1 ☎099-224-2211
割引特典
基本宿泊料金から
平日は **20%割引**
土曜祝前日は **10%割引**
但し、12月31日から1月3日は除外日。要事前予約

鹿児島県
霧島国際ホテル
鹿児島県霧島市牧園町高千穂3930 ☎0995-78-2601
割引特典
直接申込による宿泊料金から
10%割引

鹿児島県
指宿シーサイドホテル
鹿児島県指宿市十町1912 ☎0993-23-3111
割引特典
宿泊料金（1泊2食付）から
10%割引

鹿児島県
いぶすき秀水園
鹿児島県指宿市湯の浜5-27-27 ☎0993-23-4141
割引特典
基本宿泊料金（1泊2食付）から
10%割引

全国規模の宿泊施設一覧
- プリンスホテルグループ
- 船員保険会
- ホテル法華クラブグループ
- 湯快リゾート
- ダイワロイヤルホテルズ
- かんぽの宿

※全国規模の宿泊施設の割引内容及び連絡先につきましては、『施設利用会員証』送付時にお知らせします。

お問い合せ先
一般財団法人 宮崎県社会保険協会
〒880-0866 宮崎市川原町5番10号 ミネックス川原2-C 電話番号（0985）23-0200

【注】すでに、施設利用会員証をお持ちの事業所様には、全国規模・九州地区の宿泊施設はご案内済みです。